

民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

評定等を行うこととなつた原因となる事実の種類	1	(1) の事実が生じた日	2	・ ・ ・
------------------------	---	--------------	---	-------------

評価益の額及び評価損の額の明細

評価益の計上される資産			評価損の計上される資産				
科目		評定額等	帳簿価額	科目		評定額等	帳簿価額
区分等		①	②	区分等		①	②
	3	円	円		14	円	円
	4				15		
	5				16		
	6				17		
	7				18		
	8				19		
	9				20		
	10				21		
	11				22		
計	12			計	23		
評価益の総額 (12の①) - (12の②)	13			評価損の総額 (23の②) - (23の①)	24		

債務の免除を受けた金額の明細

金融機関等の名称	債務の免除を受けた金額	金融機関等の名称	債務の免除を受けた金額
	円		円

別表十四（二）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第25条第3項《資産の評価益の益金不算入等》若しくは第33条第3項《資産の評価損の損金不算入等》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入》（法第25条第3項又は第33条第3項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。7及び8において同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を記載し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「認定等を行うこととなった原因となる事実の種類1」には、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと、その他これに準ずる事実として令第24条の2第1項各号に掲げる事実を具体的に記載します。

3 「評価益の計上される資産」の「科目」の各欄は、規則第8条の5第3項各号に掲げる資産（金銭債権、棚卸資産、減価償却資産、土地等、有価証券及び他の資産）の勘定科目を記載します。また、「区分等」の各欄は、資産の区分に応じ当該各号に定める区分を記載しますので、例えば、資産が金銭債権であれば一の債務者ごと、機械及び装置であれば一の生産設備又は一台若しくは一基ごと、土地等であれば一筆ごと、有価証券であればその銘柄の異なるごとに区分して記載します。

4 「評価損の計上される資産」の「科目」及び「区分等」の各欄についても上記3と同様に記載しますが、金銭債権についての評価損の計上はできませんので、ご注意ください。

5 「評定額等」の各欄は、令第24条の2第5項各号《再生計画認可の決定に準ずる事実等》又は第68条の2第

4項各号《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に掲げる事実の区分に応じこれらの規定に規定する価額を記載します。

6 「帳簿価額」の各欄は、評定等を行うこととなった原因となる事実が生じた時の直前のその帳簿価額を記載します。

7 資産を3のとおり区分した後のそれぞれの資産の評定額等と帳簿価額との差額が、法人又は連結法人の資本等の金額の2分の1に相当する金額と1,000万円とのいずれか少ない金額に満たない場合には、その資産には法第25条第3項若しくは第33条第3項又は法第81条の3第1項の規定の適用がありませんので、ご注意ください。

8 「債務の免除を受けた金額の明細」の各欄は、法人につき令第24条の2第1項第2号に掲げる事が生じた場合において当該法人が法第25条第3項若しくは第33条第3項の規定の適用を受けるとき、又は連結法人につき同号に掲げる事実が生じた場合において当該連結法人が法第81条の3第1項の規定の適用を受けるときに記載します。

9 この明細書には、規則第8条の5第4項又は第22条の2に規定する次の書類を添付する必要があります。
イ 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があつた場合又は商法の規定による整理計画の決定があつた場合には、これらの事実が生じた旨を証する書類及び資産の評価基準、評価方法その他これらの事実が生じた時の価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類

ロ イに準ずる事実があつた場合には、再建計画が一定の要件に該当することにつき所定の手続に従って確認をしたことを明らかにする書類及び再建計画に係る計画書の写し